

東アジア倒産再建シンポジウムの10年

フロンティアマネジメント株式会社特別顧問

弁護士・博士（法学） 高木新二郎

中国に企業破産法ができたのは2006年でした。2007年から施行されました。その前の1986年企業破産法（試行）は主として国有企業の破産を処理するためのものでした。中国に市場経済が導入されたのは1992年でしたが、その後、間もなく民間企業にも適用される倒産法の立法作業が始まりました。1994年に私は北京を訪問しました。中国破産法草案に対して、外国人専門家の一人として意見を述べるためです。その時、既に全国人民代表会議破産法立法小組が作った第2草案ができていました。市場経済移行後、2年も経っていないのに立派な第2草案が出来ていたのに驚きました。このとき立法小組のメンバーであられた王衛国先生と初めてお目にかかりました。同じ頃、北京でローエシアの大会が開かれており、伊藤眞先生（東京大学教授）が出席しておられましたので、立法小組との会合を1日延長して貰い、伊藤先生にも参加していただき日本の学者と実務家の立場から意見を述べさせて頂きました。間もなく破産法が出来るとして期待しておりましたが、立法されたのはそれから14年経ってからでした。中国ではさらに研究が進んで世界諸国の倒産法を参考にして立派な倒産法が出来ました。

韓国の統合倒産法ができたのは2005年です。韓国では1962年倒産法がありましたが、アジア通貨危機を経て、旧倒産法を全面的に現代化して改正しました。韓国統合倒産法立法を主導したのは呉守根先生です。呉先生とは UNCITRAL Group V（国産倒産モデル法などを作った倒産法部会）などで御一緒して顔馴染みでした。

日本でも1990年代半ばから倒産法改正作業が進められ、1999年に民事再生法、1998年に新破産法、2002年に新会社更生法が制定されました。中韓日3国で新倒産法が出揃いました。

これまでにお話したことはなかったのですが、私が呉先生に話を持ちかけました。倒産処理については既に経験が豊富な韓国と日本とで、初めて企業倒産法が出来た中国を刺激して中国の倒産再建実務が早く軌道に乗るように、陰から応援しましょうと提案しました。王先生には3国の経験を持ち寄って東アジア地域における倒産再建実務の発展に貢献しましょうと提案しました。

その結果、2009年4月4日に、ソウルの梨花女子大学校で最初の会合が開かれました。梨花法科学研究所倒産法センター（Center for Insolvency Law of Ewha Legal Science Institute）が主催した日韓再建倒産実務円卓討論会（Roundtable Discussion on Japanese and Korean Restructuring and Insolvency Practices）がそれです。日韓から各11名が参加し、王衛国先生が **Special Speaker** として参加しております。中国側出席者が少なかったのは今よりビザの問題が難しかったためではないかと想像されます。これが後に第1回シンポジウムと呼ばれることになります。

次いで2010年10月30日と31日の2日間の日程で、中国政法大学民商経済法学院の主催で「第2回中日韓破産法研究会(The 2nd East Asia Symposium on Business Restructuring & Insolvency Practice and Law)」が北京の中国政法大学で開かれました。これを「第2回」会議としたで2009年のソウル会議を第1回としたのだと思います。

記録によると2011年3月21日に東亜破産重組中国分会準備会が開かれ役員も決め、同年4月20日に東亜破産重組中国分会第1回会議が開かれたとあります。同年の7月1日に The East Asia Association of Insolvency & Restructuring の Board of Directors 会議が開かれ私が会長に選任されましたが、これは書面決議です。爾来、毎年1回、開催地は韓、中、日の持ち回りでソウル、北京、東京、上海、京都で開かれました。開催地の支部が中心になって議題等を決めておりますが、多くのテーマを討論してまいりました。

この10年間で中国の実務は驚くほど洗練されて世界的に見ても一流の水準に達しました。韓国は実務だけでなく倒産関連の法や制度の改正が重ねました。発足当時は陰ながら日本の倒産関連法制度や実務が3国の中で一番優れていると自負しておりましたが、韓国と中国に追い越されてしまいました。中国からは多くの裁判官、立法担当者、研究者、弁護士、会計士などの方々が参加しておられます。韓国からも弁護士、会計士はもとより多くの裁判官が参加しておられます。残念ながら日本からの参加者は、弁護士、会計士、コンサルタント、研究者などで裁判官の参加は例外的で立法担当者は参加しておりません。私は元裁判官ですが恥ずかしいかぎりです。この10年間で中国と韓国の法改正や実務の改善が驚くほど進んだ原因の一つには、この東アジア倒産再建協会の貢献があったというのは自慢のし過ぎでしょうか。私はとくに80歳台に入ってしまった。諸外国の同年輩の仲間は殆ど引退しました。後は皆さんよろしくお願い致します。

中国では個人破産法の立法が大問題になっているようです。企業だけでなく個人に対する融資が盛んになったために、多重多額個人債務者が増えているようです。日本では1980年代から90年代にかけて問題になりました。韓国でも経験済みの問題だと思いますが、韓日の過去の経験を中国で参考していただければと思います。そうした経験を相互に交流することもこの会の大切な役目だと思います。

できれば東アジアだけでなくアジア全体に広げられれば良いと思っております。タイとマレーシアでも、今、多重多額債務者のことが大問題になっております。シンガポール、インド、ホンコン、オーストラリアの仲間が協力して下さればアジア全体に広げることが出来ると思います。中でもアジアのハブを目指しているシンガポールが協調してくれば実現可能だと思われます。例えば東アジアを隔年開催にして、アジア全体をその間の年に開催するという事も考えられると思いますが、如何でしょうか。

朝鮮系中国人で日本の同志社大学教授の金春先生、日本の事務局長の福岡眞之介先生、崔廷任先生を初め通訳の皆さんの貢献がなければ、今日の東アジア倒産再建協会はありません。私と一緒にこの会を発足させて下さった韓国の呉守根先生、中国の王衛国先生ありがとうございました。これからも皆様よろしくお願い致します。